

須崎市公共下水道施設等運営事業

実施方針

平成30年2月

須 崎 市

はじめに

須崎市（以下「市」という。）は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法第5条第1項の規定に基づき、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、同条第3項の規定によりここに公表するものである。

平成30年2月16日

須崎市長 楠瀬 耕作

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 特定事業の事業内容に関する事項.....	1
(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	11
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	12
(1) 募集及び選定の方法.....	12
(2) 募集及び選定スケジュール.....	12
(3) 応募者の参加資格要件.....	13
(4) 審査及び選定手続き.....	15
(5) 優先交渉権者選定後の手続き.....	16
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
(1) 基本的な考え方.....	18
(2) 事業の実施状況のモニタリング.....	19
(3) 保険.....	20
(4) 事業者の株式の新規発行及び処分.....	20
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項.....	21
(2) 本事業の対象施設の概要.....	22
5 事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
(1) 事業契約に定めようとする事項.....	26
(2) 疑義が生じた場合の措置.....	26
(3) 疑義が生じた場合の措置.....	26
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	27
(2) 金融機関又は融資団と市との協議.....	29
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
(1) 法制上及び税制上の措置.....	30
(2) 財政上及び金融上の支援.....	30
(3) その他の措置及び支援に関する事項.....	30
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	31
(1) 実施に関して使用する言語及び通貨.....	31

(2) 実施方針に関する質問又は意見の受付.....	31
(3) 連絡先及び情報提供.....	31

<別紙等>

別紙1 公共施設等運営事業のリスク分担表（案）

参考1 須崎市公共下水道全体計画 下水道計画一般図（汚水）

参考2 須崎市公共下水道全体計画 下水道計画一般図（雨水）

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の事業内容に関する事項

ア 事業名称

(仮称) 須崎市公共下水道等運営事業

イ 公共施設の管理者の名称

須崎市長 楠瀬 耕作

ウ 事業目的

市の公共下水道は、昭和51年度に約289haの事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても2地区（5処理区）を平成5年度に事業に着手している。

その後、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成22年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成25年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成28年度に、国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業(B-DASH)」に応募し終末処理場のダウンサイジング事業に着手し、平成27年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

こうした中、市は、公共下水道等の運営事業について、PFI法第6条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業（地方公共団体等による調査実施への補助）を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業（污水）の実施に当たっては、市は、PFI法に基づいて公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

エ 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

①下水道管渠（污水）

- ②終末処理場〔B-DASH 実証実験施設については平成 35 年度末に国から市に所有権移転予定〕
- ③雨水ポンプ場
- ④下水道管渠（雨水）
- ⑤漁業集落排水処理施設浄化槽（池ノ浦、中ノ島）
- ⑥漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設
- ⑦クリーンセンター等

上記の①を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記①に含まれるものとする。

また、②は、国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。（国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後（平成36年度以降（予定））は、上記①と②を「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。）

オ 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I 法第16条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

■対象事業の事業方式

対象事業		事業方式	
下水道	下水道管渠 （污水）	経営、企画、維持管理（巡視・点検、清掃、修繕）	公共施設等運営事業
	終末処理場 （B-DASH実証実験施設含む）	経営、企画、維持管理（維持、修繕）	【～平成35年度末】包括的民間委託 【平成36年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	維持管理（維持、修繕）	委託（仕様発注）
	下水道管渠 （雨水）	維持管理（維持）	委託（仕様発注）
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理（維持、修繕）	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理（維持、修繕）	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理（維持）	包括的民間委託

カ 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約（公共施設等運営事業に

ついて規定する公共施設等運営権実施契約を含む）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、業務要求水準書、事業契約書（案）の公表時に示す。

(ア) 公共施設等運営事業

【平成 31 年度～平成 35 年度】経営、下水道管渠（污水）

【平成 36 年度～事業終了】経営、下水道管渠（污水）、終末処理場

a 経営に関する業務

- (a) 事務支援業務【(予算) (統計処理) (調査資料支援)】
- (b) 会計関連業務【(移行支援) (経営戦略) (料金検討)】
- (c) 計画関連業務【(汚水処理構想) (全体計画) (下水道法事業計画) (都市計画法事業計画) (都市計画決定)】
- (d) 終末処理場ストックマネジメント計画関連業務
- (e) 終末処理場改築実施設計関連業務
- (f) 雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務
- (g) 雨水ポンプ場改築実施設計関連業務
- (h) 汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- (i) 雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務

b 運営事業計画書の作成

c 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する業務

- (a) 計画的維持管理業務
- (b) 汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務

d 終末処理場の運転に関する業務（平成36年度以降）

- (a) 技術管理
- (b) リスク管理
- (c) 地域貢献
- (d) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (e) 処理場設備機器の運転操作及び記録
- (f) 既設水処理設備の保守運転
- (g) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (h) 水質等の監視
- (i) 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (j) 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (k) 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (l) 法定水質分析

- (m) 沈砂、しき、スカムの搬出
- (n) 環境の保持
- (o) 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- (p) 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- (q) 場内の清掃、環境整備
- (r) 臭気、騒音等に関する巡視

(イ) 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成 35 年度）

- a 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- b 終末処理場設備機器の運転操作及び記録
- c 既設水処理設備の保守運転
- d 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- e 水質等の監視
- f 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- g 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- h 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- i 法定水質分析
- j 沈砂、しき、スカムの搬出
- k 環境の保持
- l 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- m 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- n 場内の清掃、環境整備
- o 臭気、騒音等に関する巡視

(ウ) 雨水ポンプ場の維持管理

- a 保守点検業務
- b ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- c 保全管理業務
- d 施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保全計画の策定及び設備関連台帳の作成及び管理
- e 物品管理業務
- f 設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

(エ) 下水道管渠（雨水）の維持管理

- a 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
 - ・維持管理計画策定業務

- ・ 月間維持管理計画策定業務
- b 計画的維持管理業務
 - ・ 巡視・点検・調査業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 修繕業務

(オ) 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

- a 浄化槽の維持管理
- b 浄化槽への薬剤投入
- c 中継ポンプ場の維持管理
- d 臨時点検

(カ) クリーンセンター等の包括的民間委託

- a 受付等業務
- b 運転等業務
- c 管理等業務
- d その他業務

(キ) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、また事業期間中に事業者が提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、本事業の対象施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において必要と考える業務、特に地域振興に資する業務等を行うことができる。

なお、事業者が本事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本事業に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

キ 事業期間

(ア) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、事業契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）より、下水道管渠（汚水）に対して運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度末までとする。

事業期間：平成31年4月1日～平成51年3月末日（予定）※1

※1 下水道（運営権設定対象）	：平成31年4月1日～平成51年3月末日
下水道（運営権設定対象外）	：平成31年4月1日～平成36年3月末日
漁業集落排水	：平成31年4月1日～平成36年3月末日
クリーンセンター	：平成31年4月1日～平成36年3月末日

（イ）運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度末までとする。運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

（ウ）運営権の設定等及び事業者譲渡対象資産の譲受方法

2に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定（2（5）アに規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を目的とする特別目的会社（事業者）を設立する。

事業者は、市が管理する下水道管渠（污水）について運営権の設定を受けて、運営権を設定された運営権者となる。また、市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を事業者に譲渡する。

事業者は、市との間で事業契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

（エ）事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

a 運営権

本事業終了日に、消滅する。

b 事業者の資産等

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために事業者が所有する資産（市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、事業期間中において市の了解を得た上で改変や更新を行っている部分については、基本的には原状に復する必要はない。また、市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。なお、買い取りの方法等については、事業契約書（案）の公表時に示す。

ｃ 業務の引継ぎ

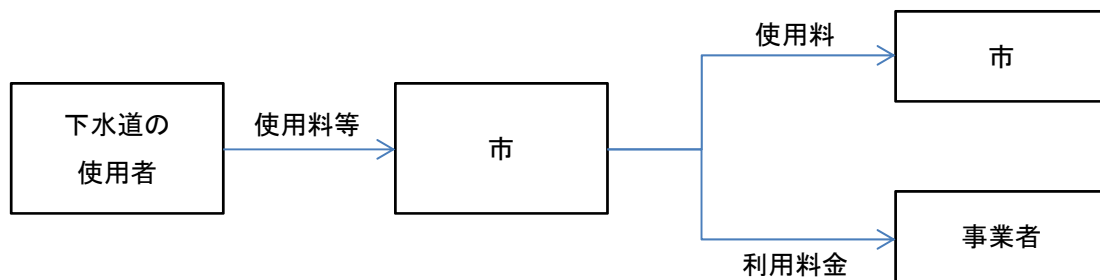
本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるよう適切な引継ぎを行わなければならない。

ク 下水道事業における使用料及び利用料金

(ア) 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本対象地域における下水道の利用者は、市に対する使用料と事業者に対する利用料金を支払うものとする。本実施方針では、本対象地域の下水道に係る使用料と利用料金を合わせたものを使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）と称する。

なお、使用料等の算出方法は、須崎市公共下水道条例の規定に基づくものとする。



(イ) 使用料等の改定

市は、須崎市公共下水道条例で定める使用料等の改定（以下「料金改定」という。）の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

事業者は、5年に1回、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うが、最終的な決定は市が行う。

ケ 下水道事業における利用料金の設定及び收受

(ア) 利用料金の設定

事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の利用者から收受する。

当該利用料金は、1 (1) ク (ア) に示す使用料等に対して、一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて算定するものとする。市は、下水道事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次の (ウ) に示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、須崎市公共下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規則において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、市が募集要項公表時に示す。

(イ) 利用料金設定割合の改定

a 事業者の提案による利用料金設定割合の改定

事業者は、1 (1) ク (イ) に示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、1 (1) ク (イ) と同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

b 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定 (改定) 時から3年以内に、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と事業者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は事業契約書 (案) に示す。

- (a) 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に事業者の収入が増減することが予想される場合
- (b) 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合

c 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者は設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は事業契約書 (案) に示す。

- (a) 法令等の変更は要求水準に影響し、事業者が負担する費用が著しく増減する場合
- (b) 当該事業に直接関係する税制等の変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合
- (c) 事業内容の変更等の市側の事由により計画が変わることで、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

d その他市が必要と認める場合

上記 a から c までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について、事業者に協議を申し入れることができる。

(ウ) 利用料金の構成内容

事業者が収受する利用料金の構成は下水道事業の公共施設等運営事業の経営に関する業務、下水道管渠（汚水）の企画・調整に関する業務、終末処理場の運転に関する業務（平成36年度以降）にかかる費用等の一部とする。

(エ) 利用料金収受代行業務

事業契約とは別に市と事業者が締結する契約に基づき、市は、事業者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金とあわせて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。

(オ) 債権の担保のため利用料金の引き当て

要求水準違反金及び契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

(カ) 利用料金の未納者への対応

市の下水道使用者の未納者への支払いの催促等については、上記（エ）に示した契約に基づき、市が事業者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

コ 事業の費用負担

事業者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

(ア) 公共施設等運営事業

事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し、残りは市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(イ) 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(ウ) 雨水ポンプ場の維持管理委託

雨水ポンプ場の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(エ) 下水道管渠（雨水）の維持管理委託

下水道管渠（雨水）の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(オ) 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

漁業集落排水処理施設の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(カ) クリーンセンター等の包括的民間委託

クリーンセンター等の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス購入料として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

(キ) 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては上記（ア）から（カ）までの業務に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

サ 事業者が受領する権利・資産

運営事業開始日までに事業者が受領する主な権利・資産は以下のとおりである。なお、事業者が任意事業を実施する場合には、それに必要な権利を設定する予定である。

a 運営権

1 (1) エで示した運営権設定対象施設【事業開始時】に設定される権利

（なお、公共施設等運営事業開始日以降に、国から市に B-DASH 実証実験施設の所有権が移転された後（平成 36 年度以降）は、運営権設定対象施設【所有権移転後】に設定される権利）

b 事業者譲渡対象資産

事業運営に必要な事業者譲渡対象資産（車両等を含む。）。

シ 市から事業者への職員の派遣

市は運営権設定対象施設における技術継承および技術者の育成を目的とし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)に基づき、必要に応じて特別目的会社へ市職員の退職派遣を行うことも検討する。

ス 運営権対価

事業者は、下水道事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は0円以上とし、民間事業者の提案によるものとする。

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

イ 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

時期	内容
平成30年2月16日	実施方針等の公表
平成30年2月16日～ 2月27日	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成30年3月30日	質問等に対する回答の公表
平成30年4月上旬	特定事業の選定・公表
平成30年4月下旬	募集要項等（業務要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、関連資料集等）の公表
平成30年5月上旬	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年5月中旬	説明会及び現地見学会の開催
平成30年5月～8月	募集要項等に関する質問の受付・回答
平成30年6月上旬	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
平成30年6月中旬	競争的対話（第1回）の実施
平成30年7月下旬	競争的対話（第2回）の実施
平成30年8月	提出書類（提案書）の受付
平成30年9月	優先交渉権者の選定
平成30年10月	基本協定の締結
平成30年12月	運営権設定、事業契約の締結
平成31年4月	公共施設等運営事業開始

(3) 応募者の参加資格要件

ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、1 (1)カに掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (イ) 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ウ) コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、事業者に出資して、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という）の全ての割当てを受けるものとする。なお、コンソーシアムの場合は代表企業の議決権比率が最大とならなければならない。
- (オ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が2(3)イ及びウの参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- (カ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となることも認めない。

イ 応募企業、コンソーシアム構成員全員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) P F I 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 市の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等に関する告示（平成29年須崎市告示第31号から第33号まで）の規定により、平成 30・31 年度の競争入札参加資格（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入等（製造を含む））の認定を受けている者。なお、コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員の 1 者が当該認定を受けている必要がある。
- (オ) 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、須崎市から指名

停止等の措置を受けていない者であること。

- (カ) 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

みずほ総合研究所株式会社
株式会社日水コン
西村あさひ法律事務所

- (キ) 2 (4) アに規定する審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- (ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役 又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (ケ) 市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は市の水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人（主として市の公共施設等運営事業の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるものに限り、市が資本金、基本金 その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）に該当しない者であること。
- (コ) 上記（カ）から（ケ）までに定める者を本事業の応募にあたってのアドバイザーに起用していないこと。

ウ 応募企業、コンソーシアム構成員に求められる要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

(ア) 資格

コンソーシアム構成員のうち1社は、以下の資格要件を満たすこと。

- ①高知県内に主たる営業所又は支店等（継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。）を有していること。
- ②JISQ15001プライバシーマークまたはISO27001・JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の資格及び認証を受けていること。

(イ) 実績

コンソーシアム構成員のうち1者は以下の実績を有すること。

- ①過去5年間に於いて公共下水道事業に係る全体計画及び事業計画策定業務の実績を有すること

- ②『ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）平成25年9月』に準拠した処理施設及び管路施設のストックマネジメント計画策定業務の実績を有すること
- ③過去5年間に於いて終末処理場を有する公共下水道事業に係る固定資産調査及び企業会計移行に伴う支援業務の実績を有すること
- ④過去5年間に於いて公共下水道事業に係る料金改定案の作成に関する業務（財政シミュレーションの実施を伴うもの）の実績を有すること
- ⑤過去5年間に於いて公共下水道及び汚水処理事業（浄化槽等）に係る維持管理モニタリング業務の実績を有すること

(4) 審査及び選定手続き

ア 審査委員会の設置

市は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等により構成される優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する予定である。

審査委員については、募集要項公表時に示す予定である。

イ 審査委員会による意見の聴取

市は、資格審査及び提案審査（優先交渉権者等の選定）に当たり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、審査委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

ウ 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容からなる。

資格審査では、参加資格要件の充足を確認するため、書類審査を行う。

提案審査では、要求水準の充足が確認された応募者の提案書類を対象とする。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、ヒアリング等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う予定である。

市は、審査委員会の審査を受け、応募者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

エ 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、市のホームページへの掲載等の方法により公表する。

オ 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募がない、又は応募者のいずれの提案も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

カ 競争的対話の実施

市は、資格審査通過者に対して、提案書類の提出までに競争的対話を行う。その結果を踏まえ、要求水準書（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の調整を行うことがある。

キ 任意事業に関する予備的審査の実施

応募者が任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

ク 提案書類の提出等

資格審査を通過し、競争的対話を行った応募者は、提案書類を提出することができる。なお、提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 優先交渉権者選定後の手続き

ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特別目的会社として、会社法に規定する株式会社を須崎市内に速やかに設立しなければならない。

なお、本事業期間中は特別目的会社の本社所在地を須崎市外に移転させないものとする。

ウ 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

エ 運営権の設定及び事業契約の締結

市は、P F I 法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、事業者は、公共施設等運営権登録令に従って運営権の設定登録を行う。市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに事業契約を締結する。

また、市は、事業契約の締結後、本事業開始予定日までに以下の手続を含む事業契約に定める条件を充足する。

（ア）事業者との間の事業者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

（イ）事業者との間の事業用地等に係る市有財産貸付契約等の締結（民間事業者の提案によって必要となる場合）

オ 事業者譲渡対象資産の譲受

事業者譲渡対象資産リストは、市が譲渡手続の開始前までに更新し、事業者に提示するものとする。

カ 事業の開始

事業者は、事業開始予定日に事業を開始する。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略は、別紙1公共施設等運営事業のリスク分担表（案）のとおりである。

なお、主な個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、事業契約書（案）に詳細を規定する。

ア 不可抗力

市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。

不可抗力により、事業契約に従った本事業の履行が困難となった場合、あらかじめ設定された本契約及び業務要求水準等を満たすために必要な人員若しくは器具等を追加する費用負担、業務要求水準若しくは事業契約等の内容の変更が必要な事項について、市と事業者の間で一定の協議期間を設けて協議を行う。

一定の協議期間以内に、かかる協議について合意が成立しない場合、市は不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者がこれに従い本事業を継続させるものとする。ただし、本事業の履行不能が永続的なものと判断される場合、又は本事業の継続に過分の費用を要する場合など、本事業の継続に経済合理性がないと認められる場合には市は、事業者と協議の上、事業契約の一部又は全部を解除する。

不可抗力により事業契約を解除する場合、事業者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

イ 瑕疵担保責任

運営権設定対象施設及び事業者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後（終末処理場については運営権設定後）業務の引継ぎに必要な6月以内に限り事業者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。更に、本事業終了日から6月以内に限り、運営権設定対象施設及び事業者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、市は事業者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。

ウ 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、事業者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により事業契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、市及び事業者が生じた損失は各自が負担する。

本事業期間中に、本事業にのみ適用され、事業者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により事業契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、当該特定条例等変更によって事業者が生じた損失に係る負担については市が負担する。

いずれの場合にも、市又は事業者から、相手方に対して、使用料等の改定について協議を申し入れることができる。

エ 需要変動

需要変動に起因する利用料金の増減に関しては、原則として事業者が負う。ただし、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に事業者の収入が増減することが予想される場合、臨時的に市と事業者はサービス購入料等の調整等について協議を行うことができる。

オ 物価変動

物価変動に起因する事業者負担コストの増減に関しては、原則として、事業者が負う。ただし、急激な物価変動が発生した場合は、市と事業者でサービス購入料等の調整等について協議を行うことができる。

カ 国庫補助金制度の変更等

国庫補助金制度が変更される場合においては、市と事業者で本事業の運営について協議を行うことができる。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、自らによるモニタリングや第三者によるモニタリングを行う予定である。

モニタリングの結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。なお、事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は、事業者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができる。

(3) 保険

事業者は、本事業期間中、事業契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

(4) 事業者の株式の新規発行及び処分

ア 運営権の処分

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、事業契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

また、事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、事業契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

イ 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式を発行することができる。

このうち、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分については一定の制限を課すものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 運営権設定対象施設の立地に関する事項

本事業のうち、運営権設定対象とする施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

運営権対象施設	所在地
終末処理場 (平成 36 年度以降)	須崎市潮田町 3 - 1 3
下水道管渠 (汚水)	下分甲の一部
	池ノ内の一部
	港町
	原町 1 丁目
	原町 2 丁目
	鍛冶町
	東糺町
	西糺町
	新町 1 丁目
	新町 2 丁目
	青木町
	東古市町
	西古市町
	浜町 1 丁目
	浜町 2 丁目
	南古市町
	横町
	栄町
	幸町
	中町 1 丁目
	中町 2 丁目
	西町 1 丁目
	西町 2 丁目
	泉町
	須崎
	多ノ郷甲の一部
	神田の一部
	押岡の一部
	大間西町
	山手町
	潮田町
	大間本町
	大間東町
赤崎町	
緑町	

	西崎町
	妙見町
	土崎町
	桐間西
	桐間東
	桐間南
	吾井郷乙の一部

※市では公共下水道の処理区域について見直しの検討を行っている。そのため、上記の運営権対象施設及び所在地は現段階の想定であり、募集要項公表時には変更される場合がある。

(2) 本事業の対象施設の概要

ア 下水道管渠（污水）

【供用区域の既設下水管渠】

- ・ 污水管：約 10km（漁業集落排水施設の管渠は含まない）

イ 終末処理場〔B-DASH実証実験施設は平成35年度末に国から市に所有権移転予定〕

場所：須崎市潮田町

- ・ 供用開始：平成 7 年 10 月
- ・ 処理能力：500 m³/日（日最大）
- ・ 処理方式：DHS+MBBF
- ・ 汚泥処理方式
 - 濃縮方式：重力濃縮
 - 脱水方式：スクリープレス脱水

ウ 雨水ポンプ場

(1) 名 称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部 ポンプ場	処理場内 ポンプ場	浜町ポンプ場	
(2) 位 置	須崎市 潮田町 3 番	須崎市港町 2-33	須崎市栄町	須崎市 潮田町 3 番	須崎市 浜町一丁目	
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	
(4) 能力	計画時間最 大汚水量 (m ³ /秒)	4.62	4.54	4.93	13.63	0.66
(5) 供用開始	昭和 48 年	昭和 51 年	昭和 48 年	昭和 51 年	平成 25 年	

エ 下水道管渠（雨水）

- ・雨水管：約 12km

オ 漁業集落排水施設浄化槽（池ノ浦、中ノ島）

（ア）池ノ浦漁業集落処理施設

- ・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					汚泥汲み取り
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質(mg/l以下)		
				BOD	SS	
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7	H12.3.1	20	30	20m ³

(イ) 中ノ島漁業集落排水処理施設

・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					備 考	
	人槽数 (人)	処理水量 (m ³ /日)	設置 年月日	放流水質 (mg/ℓ以下)			汚泥 汲み取り
				BOD	SS		
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m ³	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m ³	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.25	20	30	20m ³	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.25	20	30	-	海上輸 送あり

カ クリーンセンター横浪等

(ア) クリーンセンター横浪

項 目	内 容
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選・手選別・圧縮・減容梱包・貯留
処理能力	6.2t/日 (5H)
竣工年月	平成 16 年 3 月

(イ) 須崎市一般廃棄物最終処分場

項 目	内 容	
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1	
竣工年月	平成 15 年 3 月	
埋立 処分場	埋立地面積	11,000m ²
	埋立容積	91,000m ³
	埋立方法	サンドイッチセル構造
	処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ
	埋立量	(平成 27 年度実績) 3,158m ³ /年 (覆土含む) 697 トン/年 (覆土含まない)
施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体	

閉鎖 処分場	閉鎖方法	地中連続壁+覆土+透気性防水シート
	面積	23,500m ²
浸出水 処理施設	処理方法	<p>【水処理】 前処理+カルシウム除去+生物脱窒素処理（接触ばつ気法） +凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭吸着処理+キレート吸着 処理+消毒</p> <p>【汚泥処理】 濃縮処理+脱水処理+埋立処理</p>
	処理能力	140m ³ /日（調整槽 8,000m ³ ）
	計画水質	<p>【処理水の水質】 pH：5.8～8.6 BOD：10mg/ℓ SS：10mg/ℓ T-N：10mg/ℓ Ca²⁺：100mg/ℓ その他項目：水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下</p>

5 事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 事業契約に定めようとする事項

事業契約において定めることを想定している主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 運営事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 運営事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 利用料金の設定及び収受
- ⑧ サービス購入料等の支払方法
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

(2) 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。協議の方法等、詳細については事業契約に定める。

(3) 疑義が生じた場合の措置

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については事業契約書（案）の公表時に示す。

ア 事業者事由による解除

(ア) 解除事由

事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。

倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 解除措置

市は運営権を取り消す。

事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。

イ 市事由による解除又は終了

(ア) 解除又は終了事由

市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6 月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、事業契約は終了する。

(イ) 解除又は終了措置

市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。

市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。

ウ 不可抗力解除又は終了

(ア) 解除又は終了事由

不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

不可抗力により、事業契約に従った本事業及び事業者を主体とする任意事業の履行が困難となった場合、事業契約及び業務要求水準等を満たすために必要な人員若しくは器具等を追加する費用負担、業務要求水準若しくは事業契約等の内容の変更が必要な事項について、当事者間で一定の協議期間を設けて協議を行う。

一定の協議期間以内に、かかる協議について合意が成立しない場合、市は不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者がこれに従い本事業を継続させるものとする。ただし、本事業の履行不能が永続的なものと判断される場合、又は本事業の継続に過分の費用を要する場合など、本事業の継続に経済合理性のないと認められる場合には、市は、事業者と協議の上、事業契約の一部又は全部を解除する。

(イ) 解除又は終了措置

不可抗力により運営権設定対象施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。

不可抗力により事業契約を解除する場合、事業者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

エ 特定法令等変更解除

(ア) 解除事由

特例法令等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 解除措置

市は運営権を取り消す。

特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

市は、事業者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。

オ 特定条例等変更解除

(ア) 解除事由

特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 解除措置

市は運営権を取り消す。

特定条例等変更により事業者が生じた損失に係る負担については、市がその損失を負担す

る。

(2) 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、市は検討を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

(3) その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 実施方針に関する質問又は意見の受付

ア 受付期間

平成30年2月16日（金）午前9時から平成30年2月27日（火）午後 5時まで

イ 提出方法

実施方針に関して質問又は意見がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式1（実施方針等に関する質問書）及び様式2（実施方針等に関する意見書）に記入の上、8（3）の連絡先まで郵送等又は電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また提出者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号並びにE-Mailアドレスを記載すること。郵送等の場合はデータをCD-R等の電子媒体に保存して、内容を印刷した書類を同封すること。なお、受け取ったCD-R等の電子媒体の返却は行わない。市が質問書・意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

ウ 質問書・意見書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質問及び意見のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、市は、必要に応じて、提案者個別に対するヒアリング等を行う場合もある。

エ 質問書・意見書に対する回答予定日

平成30年3月30日（金）

(3) 連絡先及び情報提供

ア 連絡先

須崎市役所 建設課 都市計画係 西村、谷脇、中平

住 所：〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電 話：0889-42-5193

F A X：0889-40-0118

E-mail：gesuidou@city.susaki.lg.jp

※電子メール件名には、「【須崎PFI 質問書・意見書】」を頭に付け、「提出者名」を末尾に付けること。

電子メール件名例：【須崎PFI 質問書・意見書】(株) ●●●●

イ 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

須崎市ホームページ：<http://www.city.susaki.lg.jp>

別紙1 公共施設等運営事業のリスク分担表（案）

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)
共通	制度関係リスク	1	政治リスク	政策転換による事業の中断・中止、追加費用の発生等	○		
		2	法令変更	事業者にのみ適用される法令・通知等の変更であって、事業者に不当な影響を及ぼすもの	○		法令変更のリスクは事業者が管理できないため、追加の費用負担を与えられた経営の自由度では吸収できない部分は、市が負担する。
				上記以外で下水道法をはじめとする各事業に直接関係する法令・通知等の変更	○	○	
				その他広く一般的に適用される法令等の変更		○	
		3	税制変更	固定資産税の変更	○		
				当該事業に直接関係する税制等の新設・変更	○		事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合は市が負担する。
				その他広く一般的に適用される税制等の変更		○	
	4	許認可	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○			
			事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○		
	社会リスク	5	住民対応リスク	当該事業の推進、市の業務に関する住民の反対運動、訴訟、苦情等への対応	○		
				事業者が行う維持管理等に関する住民反対運動等への対応		○	
		6	環境リスク	事業者の不備により発生した環境問題への対応		○	
		7	第三者損害（施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く。）	仕様・要求水準等に従って施設整備を行っても避けることのできない第三者損害 （例）騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等	○		
				要求水準に従った運転管理により近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害 （例）騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等	○		
任意事業等のため事業者が建設した施設が存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害					○	事業者の実施した業務・事業に起因して第三者に及ぼした損害は事業者が負担する。	
事業者が行う維持管理に起因して発生する近隣住民等の反対運動や訴訟による施設の物理的破損、事業期間の変更等					○	事業者の業務実施において第三者に及ぼした損害は運事業者が負担する。	

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)
				事業者の事業遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為		○	事業者の業務実施において第三者に及ぼした損害は事業者が負担する。
	経済リスク	8	資金調達	事業者が調達すべき資金が、事業者の責により、計画通りに調達できなかった場合		○	
市が調達すべき資金が、市の責により、計画通りに調達できなかった場合				○			
9		金利・為替変動	金利変動に係る費用の増減		○		
			物価変動に係る費用の増減(一定の範囲内)		○		
10	物価変動	物価変動に係る費用の増減(一定の範囲を超えた部分)	○		必要に応じてサービス購入料の変更等を想定		
情報の漏えい リスク	11	情報の漏えい	市の帰責によるもの	○			
			事業者の帰責によるもの		○		
債務不履行 リスク	12	業務中断・不能	市の事由による事業の中断、中止	○			
			事業者の事由による事業の中断、中止		○		
不可抗力 リスク	13	不可抗力	天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天災現象)、人為的(戦争、テロ、暴動等)その他(放射能汚染、放火、第三者の悪意および過失など)等、通常の見込み可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象。	○		公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法に該当する天災は市が負担する。	
					○	軽微な損害の場合(軽微な損害の内容は協議事項あるいは提案事項とする)。	
				○	公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法の範囲外の損害で、事業者の負担とならないもの。		
瑕疵担保 リスク	14	瑕疵担保	事業開始後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合	○		6カ月の請求期間	
			事業終了後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合		○	終了後6カ月の請求期間	
			募集要項等、市が事業者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合	○		募集要項、設計図書等から推測困難であるものは市が負担する。6カ月の請求期間。	
契約締結前	応募 リスク	15	提示資料	募集要項等および附属書類の誤り、手続きの遅延等	○		
		16	応募費用負担	応募費用の負担		○	
	締 未	17	契約の未締結、遅延	市の事由による契約の未締結	○		

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)		
				事業者の事由による契約の未締結		○			
調査・計画・設計	用地、既存施設等	18	用地取得リスク	工事予定地の確保	○		事業者の提案に基づき追加的に必要になった用地の確保については協議を行う。		
				工事に関する資材置き場等の確保		○			
		19	用地の瑕疵リスク	土壌汚染、地中障害物、埋設文化財等による事業の遅延、変更又は中止	○		募集要項、設計図書等から推測困難であるものは市が負担する。		
		20	既存施設の瑕疵リスク	既設管の劣化状況が悪く、使用不可能な場合	○	○	事業者が既設管劣化等の調査を行った結果、使用不可能な場合は協議を行う。		
	測量・調査リスク	21	測量・調査	地中埋設物が発見された場合の撤去費用、設計変更等に伴う費用の増加	○	○	文化財、不発弾等、契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合は、与えられた経営の自由度の条件等により、リスク分担を検討する。		
				市が実施した測量・調査等の不備	○				
				事業者が実施した測量・調査等の不備		○			
	設計リスク	22	計画・設計・仕様変更	市側の要請、他事業との調整や住民要望に応えるための事業計画等の変更起因する収益の減少、事業内容の追加等による費用の発生	○		事業内容、用途の変更等市側の事由により計画等が変更となる場合は、市が負担する。		
				事業者の提案する改築等の計画の変更		○	事業者の事由による変更は、事業者が負担する。		
				市が提示した与条件の不備	○				
				事業者が実施した設計の不備		○			
				市の事由による設計変更による設計費の増大	○				
				事業者の事由による設計変更による工程遅延・設計費の増大		○			
				23	国庫補助金交付不足	国庫補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	○	○	市と事業者は協議の上、業務計画の見直しを行う。
				維持管理	維持管理運営リスク	24	水量の変動	人口減少・節水による流入水量の減少に伴い、事業収入が減少する場合	○
施設能力を超えて流入水量が増加した場合	○								
25	需要の変動	人口減少・節水による水需要の減少による施設利用料金収入の減少			○	長期の需要予測によりあらかじめ想定された範囲については事業者が負担する。			
			○			上記以外			

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)	
リ 瑕 等 ス 疵 の				水需要の増加によるコストの増加		○	需要増により、利用料金収入も増加するため、事業者が負担する。	
		26	水質の変動	恒常的な水質の変化	○	○	既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる恒常的な水質の変化は、原則は市が負担する。ただし、与えられた経営の自由度の条件等により、事業者にもリスク分担を求めることも考えられる。	
							○	要求水準書等であらかじめ定められた範囲で対応可能な原水水質の変化は、事業者が負担する。
		27	汚泥処理	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加	○	○	汚泥処理に関する提案による。	
		28	電力	電力の供給停止、供給能力低下	○	○	バックアップにより通常対応可能と考えられる場合は事業者が負担する。	
					○		バックアップで対応不可能な場合は市が負担する。	
		29	薬品関係	薬品関係の供給停止、供給能力低下		○	事業者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、事業者が負担する。	
		30	発生汚泥	汚泥量、品質の変化に伴う処分費用の増加		○	事業者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、事業者が負担する。	
		31	技術の陳腐化	保守サービスの終了等、事業開始後当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合		○	事業者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、事業者が負担する。	
		32	事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延	○			
		事業者の事由による事業開始の遅延			○			
		33	要求水準未達	事業者の行う運營業務の要求水準未達（書類の不備を含む）	○	○	B-DASH 実証実験施設は、実験結果を踏まえて、要求水準内容について協議を行う。	
		34	業務内容変更	市の指示による運營業務の変更	○			
		35	管理運営費の変動	市の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動	○			
		事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動			○			
		36	料金不払	利用料金不払いによる減収		○		
		37	設備系の損傷	事業者による設備系の損傷		○		
市の業務遂行に起因する設備系の損傷	○							

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)
				上記以外の設備系の損傷		○	事業者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、事業者が負担する。
		38	設備系の瑕疵	デューディリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な設備系の突発的な故障による修繕費及び第三者への補償（一定期間内）	○		事業開始から一定期間内の設備系の突発修繕は過去の市の維持管理・運転によるところが大きいと考えられるため、市が負担する。
				デューディリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な設備系の突発的な故障による修繕費及び第三者への補償（一定期間経過後）		○	事業開始から一定期間経過後の設備系の突発修繕は事業者の維持管理・運転によるところが大きいため、事業者が負担する。
		39	施設系の損傷	事業者による施設系の損傷		○	
				市の事由により施設が損傷した場合	○		
				第三者による施設の損傷 (例)第三者が事業以外の工事中に誤って管路を破損		○	事業者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、事業者が負担する。
		40	施設の改修	市の事由により施設改修が必要となった場合	○		
				事業者の事由により施設改修が必要となった場合		○	
		41	施設の瑕疵	デューディリジェンスや現地調査の結果想定される老朽化等により生じる施設の損壊に起因する第三者への補償		○	あらかじめ想定された件数・頻度の事故については、事業者が負担する。
				デューディリジェンスや現地調査では想定することが困難な老朽化等により生じる施設の損壊に起因する第三者への補償、追加的な更新需要への対応	○	○	事業開始から一定期間内の施設の瑕疵は過去の市の維持管理によるところが大きいと考えられるため、市が負担する。 事業開始から一定期間経過後の施設の瑕疵は、事業者の維持管理によるところが大きいため、事業者が負担する。 ただし、地中に埋設されている施設（管路等）について、開示される情報が不十分で瑕疵のリスクを十分に想定することが困難な場合は、一定期間経過後も一定額を超えるものについて、市の負担とする。
				事業者が設置する施設の瑕疵によるもの			○
事業終了時	移管リスク	42	事業終了時の移管手続き	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業者の精査手続きに伴う損益等		○	
		43	事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	

段階	リスク分類	番号	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者	備考 (基本的な考え方等)
その他	任意事業 リスク	44	任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行		○	
	契約解除 リスク	45	契約解除	予定通り事業を継続することができた場合に比べ、契約解除することにより追加で発生する費用や損害が生じるリスク	○		住民の下水道サービスへの需要が消滅するなど、事業の継続の必要性がないと認められる場合など市側の事由による契約解除は、市が負担する。
						○	事業者の債務不履行、倒産手続の申立て、表明・保証事由や誓約事由の不遵守等、事業者の帰責による場合は、事業者が負担する。
	○		法令変更、使用料等改定の議会での否決等により、当初予定されていた業務の継続履行が困難となり、契約解除に至る場合は、基本的には市側の事由による契約解除と同様の対応となる				

※リスク分担について、市と事業者の両方に○が付いているものは、協議等を行うものとする。